

猟銃安全指導委員に対する謝金の支給等について

平成25年10月10日

生環一第1677号

警察本部長

猟銃安全指導委員に対する謝金の支給等について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第28条の2第1項の規定に基づき、猟銃安全指導委員として委嘱された者に対する謝金の支給に関し、猟銃安全指導委員に対する謝金の支給等について（平成22年生環一第343号）全部を改正し、平成25年11月1日から次のとおり実施するので、取扱いに誤りのないようになされたい。

記

1 支給基準

- (1) 謝金は、年額4,000円とする。
- (2) 年度途中で委嘱され、又は解嘱され、若しくは辞職（死亡の場合を含む。以下同じ。）した猟銃安全指導委員に対しては、月割りにより支給する。この場合において、月の途中で委嘱されたときはその月から、解嘱され、又は辞職したときはその月までそれぞれ支給する。この場合において、月の途中で委嘱されたときはその月から、解嘱され、又は辞職したときはその月までそれぞれ支給する。
- (3) 支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 支給時期支給時期は、翌年度の4月10日から4月15日までの間とする。ただし、年度途中で解嘱され、又は辞職したときは、解嘱され、又は辞職した月の翌月の10日から15日までの間とする。

実施日

この通達は、平成25年11月1日から実施する。